## Topics of medic

2025年 9月 No. 2025-43 滋賀

=# ~

## 検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0829 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

					選出	
	≘⊐					
-	AI:					

## ■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0829 第2号」 適用日 令和7年9月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
リン酸化タウ 蛋白/アミロ イド β 42比 (髄液)	1282点	尿·糞便 等検査 34点	「D004」 穿刺液・ 採取液検 査「15」	(15)リン酸化タウ蛋白/アミロイド $\beta$ 42比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイド $\beta$ 病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中の $\beta$ -アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、本区分「15」のアミロイド $\beta$ 42/40比(髄液)の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
IDH1遺伝子 検査	2500点	遺伝子関 連·染色 体検査 100点	「D004-2」 悪性腫瘍 組織付」 「1」「イ」処 理が容易 なもの(1)	(17)IDH1遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、 リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、 IDH1遺伝子変異の評価を行った場合に、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組 織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査イ処理が容易なもの(1)医薬品の適応 判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に 限り算定する。
コンシズマブ 血中濃度測 定	12850点	免疫学的 検査 144点	「D012」 感染症免 疫学的検 査「66」	(61)コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELI SA法により実施する場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ※ 現時点では、検査を受託することはできません。
- ※ 裏面にも案内がございますので、ご覧ください。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。

## ■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発0829 第2号」 適用日 令和7年9月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
アミロイド β 42/40比 (髄液)	1282点	尿·糞便 等検査 34点	「D004」 穿刺液・ 採取液検 査「15」	<ul> <li>イ本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)、本区分「15」のアミロイドβ 42/40比(髄液)又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</li> </ul>

※ 下線部が変更されました。

※ 該当項目: β-アミロイド1-42/1-40比

「保医発0829 第2号」 適用日 令和7年9月1日

				1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
尿路上皮癌 における FGFR3遺伝 子検査	2500点	遺伝子関 連·染色 体検査 100点	「D004-2」 悪性腫瘍 組織検査 「1」「イ」処 理が容易 なもの(1)	(2) カ 尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査

※ 下線部が変更されました。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

「保医発0829 第2号」 適用日 令和7年9月1日

検査項目名 実施料 判断料	診療報酬 点数表区分	備考
HER2タンパ 690点 病理 ク 130点	「N002」 免疫免法 (体組 (本組 (本組 (本組 (本組 (本)) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(1)免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作製を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)なお「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。イ化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的フホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的ハ過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2は発現を確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

※ 下線部が変更されました。

※ 該当項目:乳癌HER2タンパク(IHC)4B5